

## 観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、熊本地震の影響により落ち込んだ観光消費額、観光客数の増加及び観光産業の基幹産業化を図るため、民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助金の対象となる期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、本県の観光において、新たな消費拡大に繋がる観光商品・メニュー・コンテンツ等の造成・製作に係る事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費とする。ただし次の各号に掲げる経費は、補助経費の対象外とする。

- (1) 団体の組織や施設の運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (4) 土地・建物の取得、補償に要する経費
- (5) 備品等の取得をする場合の登録、保険等の諸経費
- (6) 消費税等
- (7) その他知事が不相当と認める経費

3 補助事業に参加料、入場料、売上金等の事業収入がある場合は、第1項に規定する補助対象経費から控除するものとする。ただし、補助対象外経費に充当する目的で徴収して得た事業収入については、この限りでない。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条第1項に規定する補助対象経費の3分の1以内の額とし、1社あたり100万円を上限額とする。

2 前条第3項に規定する事業収入がある場合は、前条第1項に規定する補助対象経費から当該事業収入を控除したものの3分の1以内の額とする。ただし、前条第3項ただし書に規定する事業収入がある場合は、前条第1項に規定する補助対象経費から同条第2項に規定する補助対象外経費に充当する目的で徴収した事業収入（補助対象外経費の額を上限とする。）を除いた事業収入を控除した額の3分の1以内の額とする。

3 前2項で算出した額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
  - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
  - (3) 団体概要書（別記第4号様式）
  - (4) その他必要と認められる書類（任意様式）
- 3 第1項の申請書の提出期限は、令和元年（2019年）7月31日とし、熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課に提出するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、規則第5条第1項に規定するもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第15条に規定する財産の処分制限期間を経過した場合を除き、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 取得財産等を処分することにより収入があると知事が認める場合は、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって取得財産等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用に努めること。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）
  - (2) 補助対象経費の総額の30パーセント（当該補助対象経費の総額の30パーセントに相当する金額が100万円以下であるときは100万円）を超える変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、事業変更計画書及び収支変更予算書は、それぞれ別記第7号様式及び別記第8号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第9号様式）により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第11号様式によるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況について検査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第13号様式）
- (2) 収支精算書（別記第14号様式）
- (3) その他必要と認められる書類（任意様式）

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和2年（2020年）3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、知事が適当と認める場合にあつては、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第16号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、概算払請求書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 契約書、請書、請求書、見積書その他の支払先及び金額を証する書類
- (3) その他必要と認められる書類

3 前項に規定する概算払の額は、第8条の規定により交付決定又は第9条第3項の規定により変更交付決定した額の90パーセントを限度とする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）4月26日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

熊本県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付申請書

このことについて、観光ビジネスチャレンジ支援事業を実施したいので、補助金を交付されたく、熊本県補助金等交付規則第3条及び観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業申請のテーマ

2 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費（税抜）	円
(2) 補助対象経費（税抜）	円
(3) 補助金交付申請額（税抜）	円

【備考】

消費税等は補助対象経費の対象外です。

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 団体概要書（別記第4号様式）
- (4) その他必要書類

別記第2号様式（第6条関係）

## 事業計画書

1 事業目的	
2 事業内容	
3 誘客に向けた 独創性、新規性 等	
4 事業実施に より期待される 効果・目標	
5 スケジュール	

※ 企画書等、参考となる資料がある場合は併せて提出すること。

## 収 支 予 算 書

1 収入の部 （単位：円）

区 分	予 算 額	前 年 度	備 考
県補助金			
自己負担金			
その他			うち事業収入額（見込） 円
合 計			

※ 財源の内訳を適宜追加すること。

※ 申請する補助事業を前年度にも実施している場合は、「前年度欄」に記載すること。

2 支出の部 （単位：円）

経費内訳	予 算 額	前 年 度	備 考
<b>①補助対象経費</b>			事業収入の充当額（見込） 円
<b>②補助対象外経費</b>			事業収入の充当額（見込） 円
<b>合 計 (①+②)</b>			

※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加し又は別紙を添えること。

※ 支出の部の経費内訳については、要項第3条に規定する補助事業の項目ごとに記載すること。

※ 要項第4条第3項に規定する事業収入がある場合は、その金額を備考欄に記載すること。

別記第4号様式（第6条関係）

## 団 体 概 要

（令和元年 月 月現在）

1 団体名	
2 代表者職氏名	
3 所在地	〒
4 設立年月日	
5 資本金	
6 従業員数	
7 旅行業等の有無	有（熊本県知事登録・旅行業・旅行サービス手配業）・無
8 ホームページ	
9 事業内容	
10 観光に関連する実績	
11 担当者連絡先	所 属： 氏 名： 電話番号： FAX 番号： E-mail：

※該当なしの項目がある場合は、「なし」と記載すること。

（団体名）  
（代表者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請があった観光ビジネス  
チャレンジ支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、  
下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条及び観光ビジネスチャ  
レンジ支援事業補助金交付要項第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助の条件

この補助金の交付の決定には、規則第5条第1項に規定するもののほか、次の条件を付するものとする。

- （1）第16条に規定する財産の処分制限期間を経過した場合を除き、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （2）取得財産等を処分することにより収入があると知事が認める場合は、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- （3）事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって取得財産等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用に努めること。



令和 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金変更申請書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付決定があった観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条第1項及び観光ビジネスチャレンジ支援補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
変更後補助金交付申請額	金	円
（うち、補助金追加交付申請額	金	円）

2 変更を受けようとする理由

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書
- (3) その他参考書類

別記第7号様式（第9条関係）

## 事業変更計画書

1 変更後の補助金交付申請額

金 円

（うち、補助金追加交付申請額 金 円）

2 変更を受けようとする理由

3 変更内容

変更事項	変更前	変更後

## 収 支 変 更 予 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	差 額	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				うち事業収入の額（見込）円
合 計				

※ 財源の内訳を適宜追加すること。

※ 申請する補助事業を前年度にも実施している場合は、「前年度欄」に記載すること。

2 支出の部 (単位:円)

経費内訳	変更前予算額	変更後予算額	差 額	備 考
<b>①補助対象経費</b>				事業収入の充当額（見込）円
<b>②補助対象外経費</b>				事業収入の充当額（見込）円
<b>合 計 (①+②)</b>				

※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加し又は別紙を添えること。

※ 支出の部の経費内訳については、要項第3条に規定する補助事業の項目ごとに記載すること。

※ 要項第4条第3項に規定する事業収入がある場合は、その金額を備考欄に記載すること。

※ 変更箇所については、朱書き等により明示すること。

別記第9号様式（第9条関係）

観物第 号  
令和 年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

熊本県知事 蒲島郁夫 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請があった観光ビジネス  
チャレンジ支援事業補助金の変更については、熊本金補助金等交付規則第7条第2項  
の規定により承認しましたので、観光ビジネスチャレンジ支援補助金交付要項第9条  
第3項の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円  
（うち、追加交付決定額 金 円）

別記第10号様式（第9条関係）

観物第 号  
令和 年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業計画変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請があった観光ビジネス  
チャレンジ支援事業の計画の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項  
の規定により承認しましたので、観光ビジネスチャレンジ支援補助金交付要項第9条  
第3項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

別記第11号様式（第11条関係）

令和 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付決定があった観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金について、熊本県補助金等交付規則第11条及び観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第11条の規定により、平成 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

別記第12号様式（第12条関係）

令和 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付決定があった観光ビジネス  
チャレンジ支援事業補助金の補助対象事業が完了したので、熊本県補助金等交付規則  
第13条及び観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第12条の規定によ  
り、関係書類を添えてその実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（別記第13号様式）
- (2) 収支精算書（別記第14号様式）
- (3) その他必要書類（事業実績が分かるもの）

別記第13号様式（第12条関係）

## 事業実績書

### 1 事業内容

--

※事業の内容、実施方法を記入すること。必要に応じ、実施状況の写真を別途添付すること。

2 事業実施期間      令和    年    月    日    ～    令和    年    月    日

### 3 事業の効果・成果及び今後の展開

--

※ 事業の実施状況及びその要因並びに今後の展開について記入すること。

※ 欄が不足する場合は、適宜別紙を添えること。

※ その他実施内容が分かる資料がある場合は、添付すること。



## 収 支 精 算 書

1 収入の部 （単位：円）

区 分	精 算 額	予 算 額	差 額	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				うち事業収入の額 円
合 計				

※ 概算払により補助金の一部又は全部を受領している場合は、備考欄に「概算払〇〇円受領」と記入すること。

2 支出の部 （単位：円）

経費内訳	精 算 額	予 算 額	差 額	備 考
<b>①補助対象経費</b>				事業収入の充当額 円
<b>②補助対象外経費</b>				事業収入の充当額 円
<b>合 計 (①+②)</b>				

- ※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加し又は別紙を添えること。
- ※ 支出の部の経費内訳については、要項第3条に規定する補助事業の項目ごとに記載すること。
- ※ 要項第4条第3項に規定する事業収入がある場合は、その金額を備考欄に記載すること。

別記第15号様式（第13条関係）

観物第 号  
令和 年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 印

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付決定しました観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条及び観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第13条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第16号様式（第14条関係）

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付確定があった観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金について、熊本県補助金等交付規則第16条及び観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第14条第1項の規定により、下記の金額を交付されるよう請求します

記

請求額 金 円  
(内訳) (単位：円)

交付確定額 (a)	
概算払受領済額 (b)	
請求額 (a)-(b)	

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通 2 当座	(いずれかに○)
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		

令和 年 月 日

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

熊本県知事 様

別記第17号様式（第14条関係）

観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け観物第 号で交付決定があった観光ビジネス  
チャレンジ支援事業補助金について、熊本県補助金等交付規則第16条及び観光ビジ  
ネスチャレンジ支援事業補助金交付要項第14条第2項の規定により、下記の金額を  
交付されるよう、関係書類を添えて請求します。

記

概算払請求額 金 円

補 助 金 振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	
		2 当座	(いずれかに○)
	口座番号		
(フリガナ) 口座名義			

添付書類

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 委託契約書又は購入契約書等の写し
- (3) その他必要書類

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名

印

熊本県知事 様